

農機具損害共済

毎日の暮らしを守りたい。
もしもに備え農機具共済。

農機具共済

のづきくん

加入できる農機具



田植機・耕うん機・トラクター・稲刈機・コンバイン・乾燥機・脱穀機・スピードスプレヤーなど個人所有や共同所有の農機具など

加入できる共済金額



5万円～1,000万円

特長



- 新調達価額(新品価格)で補償します。
- 1年契約なので掛金が安く、内容の見直しが簡単です。

掛金表	共済金額		5万円	10万円	30万円	50万円	80万円	100万円
	契約期間							
	1年		225円	450円	1,350円	2,250円	3,600円	4,500円



●お問い合わせはお近くの NOSAI 事務所まで。

- NOSAI 中央支所 ☎0553(22)5056 〒405-0005 山梨市小原東1333-1
- NOSAI 南アルプス支所 ☎055(282)0443 〒400-0306 南アルプス市小笠原1339-1
- NOSAI 北部支所 ☎0551(23)1111 〒407-0001 韮崎市藤井町駒井3206-1
- NOSAI 富士支所 ☎0554(45)6611 〒402-0056 都留市つる5丁目2-21
- NOSAI 本所 ☎055(228)4711 〒400-0034 甲府市宝1-21-20

令和6年4月以降のご契約から、インターネットを利用して約款を閲覧できるサービスを開始しました。WEB約款は、ご加入者さまの利便性向上だけでなく、環境保護にもつながります。NOSAIの取組みに、ご理解ご協力をお願いいたします。



詳しくはこちらで検索

NOSAI山梨

検索

← NOSAI山梨 ホームページ

共済金をお支払いする事故

火災



墜落・転覆



衝突・接触



破裂・爆発



盗難



落雷



獣害



自然災害

(地滑り・土砂崩れ)



共済金の計算方法

① 災害共済金 + 臨時費用共済金

《お受け取りになる額》

$$\text{災害共済金} = (\text{損害額} - \text{免責額}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{新品価格}}$$

$$\text{臨時費用共済金} = \text{共済金額} \times \text{損害割合} \times 10\%$$

- 損害額は、農機具修理店の見積を審査して決めます。
- 事故内容が下記の場合には、損害額の一部を免責させていただきます。[免責額=損害額×削減割合]
- 臨時費用共済金は、事故によって生じる代車費用など臨時の出費に対して支払われるものです。

② 傷害費用共済金

災害共済金の支払いとなる事故(作業中)が直接の原因で、加入者及び所有者(親族・使用人含む)が死亡したとき、後遺症を被ったとき、30日以上入院治療したとき、次の共済金をお支払いします。

死亡・後遺症障害

1名ごとに共済金額の30%
(50万円を限度とする)

30日以上入院

1名ごとに共済金額の5%
(20万円を限度とする)

免責基準

- ① 通常すべき点検整備、保守・管理及び操作を行ってれば損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合
[削減割合] 高速走行・急旋回による事故 (10%)、冷却水の凍結により生じた後発事故 (20%)、飛び降り・飛び乗り運転及び無人での走行による事故 (20%)、駐車ブレーキ不良によって生じた事故 (50%)
- ② 事故形態により損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合
[削減割合] 異物の巻き込み (5%)、衝突・接触・墜落・転覆 (20%)、盗難 (30%)
- ③ 同一責任期間内に同一農機具に複数回の事故が発生しており、2回目以降の損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合
[削減割合] 事故回数 2回 (20%)、事故回数 3回 (30%)、事故回数 4回 (40%)

農機具の耐用年数

一律7年



このようなとき共済金はお支払いできません。(抜粋)

また、過失、消耗度合により、免責することがあります。

- 故意もしくは重大な過失または法令違反
- 農作業以外の使用目的による事故
- キャタピラー・ロータリーの刃・ベルト・タイヤ等の消耗部品のみが生じた損害
- 日常の管理を怠ったことによる損害
- 地震・噴火・津波による事故
- 共済目的の欠陥、摩滅、腐蝕、さび、その他自然消耗
- 故障(偶然な外来の事故に直接起因しないとき)
- 凍結により生じた損害
- 損害額(免責後)が農機具の新品価格の5%以下、または1万円未満の損害

万が一事故が発生した時には、すぐに最寄りのNOSAI支所へ被害申告をお願いします。